

奈良市議会議長
上原 雋 様

議会制度検討特別委員長
土田 敏 朗

議会制度検討特別委員会中間報告書

本委員会で調査する事項について、下記のとおり、奈良市議会会議規則第45条第2項の規定により中間報告します。

記

- 1 調査事項
議会制度全般について
- 2 調査の状況

開催日	調査内容
平成23年9月28日	①6月議長選に関わる件について ②各会派・無所属からの検討項目提案の公開について ③意見書の取り扱いについて ④「本会議生中継映像のインターネット配信」について ⑤「委員会生中継映像のインターネット配信」及び「オンデマンド配信」について ⑥「傍聴の開放」について ⑦「議案の委員会付託」について ⑧委員会のホームページ広報 ⑨「議会ホームページの充実」について ⑩役員改選について ⑪「議会基本条例」について ⑫その他
平成23年10月17日	①意見書の取り扱いについて ②「本会議生中継映像のインターネット配信」について ③「委員会生中継映像のインターネット配信」及び「オンデマンド配信」について ④本会議の定時開会について ⑤「傍聴の開放」について ⑥「議案の委員会付託」について ⑦委員会における公聴会・参考人の積極的活用について ⑧「議会ホームページの充実」について ⑨幹事長会の申し合わせ事項の改善について ⑩議会運営委員会の申し合わせ事項の改善について ⑪常任委員会の所管事務の組み直しについて ⑫役員改選（正副議長選）の改革について ⑬『奈良市議会議員の政治倫理に関する条例』の見直しについて ⑭「議会基本条例」について ⑮その他
平成23年11月28日	

3 調査の結果（委員会における決定事項）

調査事項	調査結果
委員会のホームページ広報	常任委員会の「日程」「各委員の質問予定日(時間)」について、委員会の2日前までにホームページに掲載。常任委員会の「報告案件内容」及び提出された「資料掲載」について委員会終了後すみやかに掲載すべきものと決定
「本会議生中継映像のインターネット配信」について 「委員会生中継映像のインターネット配信」及び「オンデマンド配信」について	実施すべきものと決定
「傍聴の開放」について	実施すべきものと決定
委員会における公聴会・参考人の積極的活用について	積極的に活用すべきものと決定